学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関する規則

平成３１年1月３１日
役員会議決
東大規則第２０５号

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第２１条第５項、第２１条の３第５項及び第２１条の４第５項の規定に基づき、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「研究施設」という。）の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項を定める。

（設置の準備）

第２条　新たに研究施設を設置しようとするときは、必要に応じて設立準備委員会を設置し、方針等の審議を行うものとする。

２　前項の規定による設立準備委員会の設置は、東京大学における部局新設に係る設立準備委員会設置要綱（平成３０年１１月１日東大規則第２１号）の定めるところによる。

（設置の申請）

第３条　研究施設を設置しようとするときは、総長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、前条の規定により設立準備委員会が設置される場合には当該委員会の委員長が、その他の場合には設置に関係する理事、副学長又は部局長が行うものとする。

（設置の決定）

第４条　総長は、前条の設置申請について、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、設置を決定するものとする。

（改組又は廃止の申請）

第５条　研究施設を改組又は廃止しようとするときは、総長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、当該研究施設の長が行うものとする。

（改組又は廃止の決定）

第６条　総長は、前条に定める改組又は廃止の申請について、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、改組又は廃止を決定するものとする。

（点検・評価）

第７条　各研究施設は、各中期目標期間中に自己点検・評価を実施後、学術経営本部による評価を受けるものとする。研究施設が改組又は廃止する場合も同様とする。ただし、全国共同利用施設においては、共同利用・共同研究拠点に係る評価の結果をもって学術経営本部の評価に代えることができるものとする。

２　学術経営本部は、前条の規定により意見を述べるときは、前項の評価の結果を踏まえて行うものとする。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。